

第25回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成26年2月4日（火）17:00～17:30

2. 場所：合同庁舎4号館6階620会議室

○司会 お待たせいたしました。

それでは、ただいまから、先ほど行われました規制改革会議の岡議長会見を行います。

最初に、議長から今日の会議の様態を説明いたしまして、質疑応答はその後まとめて行います。

それでは、議長、よろしく願いいたします。

○岡議長 皆さん、お待たせしました。

それでは、第25回規制改革会議につきまして御説明させていただきます。

本日の議題の最初は、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立」というテーマについて、厚労省の参加も得まして議論いたしました。

これは、タイトルにありますように、大きく分けて2つございまして、社会福祉法人（社福）のガバナンスの向上というテーマです。もうひとつは、社福と一般法人が競合するような、同じ事業をしながらイコルフットィングになっていない部分があるのではないのか。この点についての改善ということであります。

本件につきましては、昨年到我々が取りまとめた論点整理がございます。これは既に皆さんにも御提示しておりますが、この論点整理に対して厚労省での検討結果を回答していただく形のヒアリングであったわけでありまして。

最初の「ガバナンス」につきましては、厚労省の説明に対する多くの委員の皆さんの受けとめ方は、我々が出した論点にかなり沿ったものが出てきたなというものだったと思います。ただ、さらなる改善をしていただきたいことでいろいろな意見交換が行われたわけでありまして、何人かの委員が言っていたところとしては、社会福祉法人のガバナンスの向上に当たっては、厚労省がしっかりと都道府県レベルあるいは市町村レベルまで実態を把握してやっていただきたいということ。あるいは、各社会福祉法人の財務諸表の作成及び公表といったものがガバナンスの改善の1つの柱になっているわけでありまして、このような形で公表されるデータもそれぞれの社会福祉法人がホームページなどに公表しましたということと終えるのではなくて、それを市町村レベルから都道府県レベル、さらに中央省庁に吸い上げて、それぞれの社会福祉法人がどういう形のものを行っているかをしっかりと把握する。そして、そこからまた社会福祉法人のさらなるガバナンス向上にそれを役立てていく形で、いわゆる中央と都道府県、市町村のレベルのところでのいろいろな形で情報の共有を含めて連携していく、あるいは中央省庁から見れば、しっかり全体を把握し

ていただくということでございます。これは以前、保育のときにも似たような議論をいたしました、私はこれを「縦串をしっかりと通してください」という表現で。今日も厚労省の方をお願いいたしました。このようなことが1つ。

それから、いろいろなテーマについて前向きに検討する、検討するというものはたくさんございます。中身については、先ほど申し上げました、おおむね我々が指摘した論点に沿ったものになっていると思いますが、あとは時間軸として明確にいつまでにどういう形ででき上がるのかといったものも是非出していただければさらによろしいのだろうということでございます。

もう一点ありましたのは、今回、回答いただいたことのさらなる改善のためにその先にどういったことをやっていったらいいのかということも引き続き検討を続けてほしいという意見も出されました。

もう一つのテーマであります「イコールフティング」につきましては、今日の厚労省からの回答につきましては、理解できる部分もあるという受けとめ方と同時に、まだまだ我々が求めているイコールフティングという意味では十分でないということが大方の受けとめ方であったろうと思います。

したがって、この部分につきましては、引き続き我々会議の中でも議論を深めていきたいと思っておりますし、必要に応じて、また厚労省とのやりとりもしていきたいと思っております。一番のポイントは、同じ事業をやるのだから、その社会福祉法人与自然法人の間で一切差をつけることをする必要はないではないかというのが私どもの基本的な考え方ですが、特にその中でも社会福祉法人が税制等の面で優遇措置を受けているが、一般法人はそれがないというところが大きな焦点であります。厚労省の説明は、社会福祉法人がそのような形で税制等の恩典を受けている部分については、しっかりと地域の福祉に還元していくことを義務付けていくことによって、形式的にはイコールフティングではないかもしれないけれども、中身も考慮した上でトータル評価していただいたら、かなりイコールフティングではないかというのが今日の厚労省の説明のポイントだったと思います。今日の会議の中では、それでイコールフティングのテーマの解決にはまだなっていないということで、引き続き検討を深めていこうということになったわけでございます。

議題の2つ目は「省令等の下位規範による規制の実態の分析と見直し」という長いテーマですけれども、この点につきましては、お手元に配った形で、上位規範と下位規範の関係にねじれを起こして、下位規範のほうが実質的に規制をしている具体例を幾つかピックアップいたしまして、その後に意見交換をしたわけでありまして。

この下位規範には膨大な数があり、また、実質的にかなり多くの部分、この下位規範が国民あるいは企業活動等々に対して制約を与えているのではないかという意見が委員の中から出ました。それでは、そういう事実認識をした上で、我々規制改革会議として、どのような形でこのテーマに取り組んでいくべきなのかということについて議論を今後もさら

に深めていこうということでございます。今日はまだ結論が出ておりませんが、何とか6月までの間にこのテーマについての我々の考え方の方向性を取りまとめていきたいと考えております。

同時に、このテーマともう一つ、我々が今期取り組むことになっております「規制改革の各所管省庁の主体的積極的な取り組みを促すPDCAの仕組みをつくる」というテーマがございます。我々としては、そのテーマと今日のこのテーマを場合によってはどこかでドッキングさせることも考えながら、どのようなことを我々が各省に求めていったらよろしいのかなということについて、残りの数カ月の間に議論を深めて、一定の方向性を出していきたいと思っております。したがって、今日の議題2のテーマは、引き続き議論を深めていくこととなります。

議題の3番目は、「国際先端テストについて」でございます。

これは以前から御説明しているとおりでございますが、本日、3つのワーキング・グループから合計5項目について、国際先端テストを適用するという御説明をいただきました。今期の国際先端テストの適用はこれでおしまいということではなくて、資料にも「第1次」と書いてありますが、引き続き追加していく予定でございます。

この5つを今回選びましたのは、各ワーキング・グループにおける重点項目であることがベースにあります。さらにこの国際先端テストを活用することが極めて有効的であるという判断を各ワーキング・グループでされて、これを選ばれたということでございます。この5項目については、国際先端テストの手法を使って、いい解決策に結びつけていきたいと考えております。

次に、議題の4番目は、貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目の入れ替えをさせてもらいました。

これも配付資料にございますように、従来、7項目でやっていたわけですが、そのうちの項目7の「デザイン申請手続きの廃止または緩和」を検討項目から排除し、加えて、逆に新しいペーパーの第7、第8項目にあります2つの項目を追加したということでございます。排除した理由は、このテーマについての要望者に対していろいろ意見を聞いていったところ、どうも事実確認が不十分な部分があり、このテーマをこれから取り上げていくことに若干タイミングが適切でないという判断をワーキング・グループでされたと聞いております。加えた項目は、ホットラインを通じて多くの要望が寄せられてきているということでございます。

これをテーマ的に見ますと、創業・IT等ワーキング・グループなのかということもありましたが、これは両グループの座長、ホットライン担当の佐久間委員、3人で協議した結果、この2項目を貿易・投資等ワーキング・グループで取り上げるということで合意に至ったということございまして、今日の本会議でそのような説明を受けて、本会議として修正を認めたということになりました。

次に、第5議題が規制改革のホットラインでございます。

配付資料でございますように、1月31日現在で受付件数が2,183件、このうち所管省庁に要望として提示したのが1,273件、既に省庁から回答があったものが909件でございます。

今回から、この909件の中身を若干整理いたしまして、お手元の資料の注3に書いてあるとおり、909件のうち、規制改革会議から出した要望に沿った回答をもらったものを「対応」というカテゴリーにしております。それが34件あるということです。まだ「検討中」というものが261件、「現行制度下で対応が可能です」という回答が200件、「対応ができません」という回答が323件、「事実誤認」48件、「その他」43件と、このような内訳を今回初めて出させてもらいました。

これを見まして、会議といたしましては、ちょっと「対応」が少ないという認識でございます。この「対応」の数をもっと増やすべく頑張らなければいけないという思いがまず第一であります。「検討中」が261件ありますけれども、この多くが「対応」につながっていくことにしたいという強い思いをしております。

同時に、「対応」の件数は34件と少ないわけですが、私どもとしては、各所管省庁が前向きに対応していただいたものにはやはり相応の評価をするべきであろうと私自身考えております。したがって、今回はこの34件の中から、資料5-2にありますように、所管府省の「対応」の事例として、34件のうちから8件をリストアップいたしました。それぞれの内容については、詳細が添付資料に書いてありますので、御参照いただきたいと思います。

私が何を申し上げたいかをまとめると、「対応」が少ないということが一つと、もう一つは、やっていただいたことに対して我々としてはそれなりの評価をしているという形でこのようにリストアップしたということでございます。

以上がホットラインの報告でございます。

本日の議題とは全く関係ございませんが、会議の中で大田議長代理から、皆さん目に触れられたかどうかわかりませんが、日曜日のある新聞に、タクシー規制について、「規制改革会議が供給過剰解消を容認」というような誤解を与える表現の記事があったということについての御指摘がございました。

これについては、昨年10月24日、この場で御質問を受けて、私からタクシー規制についての規制改革会議のスタンスを御説明しました。

私どもとしては、法令ができ上がって、その内容を見たうえで対応していくというのが規制改革会議としてのスタンスであるということを申し上げております。今日現在、その考え方、スタンスには一切変わりがございません。

したがって、新聞に書いてあったように、規制改革会議として今回の法案に対して供給過剰解消の内容の法案を容認したということは一切ございません。もっと言いますと、規制改革会議では、本件についての議論はまだ一切していないということを申し上げてお

きたいと思います。

冒頭の私からの説明は以上でございます。

皆様方からの御質問にこれから答えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、質問がある方は挙手を願います。

○記者 介護・保育のイコールフティングのところでお伺いしたいのですが、岡議長は先ほど理解できる部分もあるが十分ではないという御説明だったと思うのですが、その後、とうとうと考え方について厚労省からの返答が書いてあるのですが、どのあたりは理解できるけれども、どのあたりが十分ではないのかももう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○岡議長 厚労省の説明で、私が「受けとめた」と申し上げたのは、社福と一般法人のイコールフティングを放っておいてもいいということではなくて、何らかの形でイコールフティングに近づけようという姿勢を感じられたという意味で一定の理解ができると申し上げたわけであります。

しかし、その姿勢はそうかもしれないけれども、私どもが求めたのは、中身として、例えば税制優遇を受けられる点についてもイコールフティングにすべきではないのか。もっと言うならば、一般法人がそういう優遇措置を受けていないのであれば、そちらもやめるべきではないのかという思いがあって、このテーマを取り上げたわけでありますので、まだ我々としては納得できない。しかし、そういう姿勢を感じられたというのは、今日の説明の中にもありますように、確かに、片方は税制優遇を受けている、こちらは受けていないというのは事実だけれども、その税制優遇を受けている社福についてはそれに見合った社会貢献、地域貢献、福祉貢献といったものをこれから義務付けていきたい。そうすることによって、形はイコールではないけれども、そこまで中身を見たらイコールフティングとなるのではないのでしょうかというのが今日の厚労省の説明です。ですから、ここをどう評価するかということになるかと思えます。私どもは今日のところ、そういう方向で行くということに対し、我々が同意しますといったところには至っておりません。引き続き我々自身も議論を深めます。必要に応じてまた意見交換をしましょうということで今日は終わっています。

御質問に対する回答としてはそういうことで御理解いただきたいと思えます。まだ納得していません。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○岡議長 他はいかがでしょう。

○記者 1点、まず、お願いからですが、今日は会議が終わってすぐの会見だったということもあってだとは思いますが、この会議は資料をきちんと読み込まないとはっきり言ってものが理解できないのですけれども、さっきいただいたばかりでまだ全然読め

ていなくて、会議の前でも便宜的に配っていただけるように次回以降、もしできればお願いしたい。

質問のほうで、社福の財務諸表の情報開示の部分で、市町村であるとか、都道府県であるとか、中央省庁であるとかで管理して、データを解析できるようにという話がありましたが、その部分、もしかして書いてあるのかもしれないのですけれども、どのあたりまでどういうことをやるというのは先方から説明があったのか伺えませんか。

○岡議長 今日厚労省の回答は、全ての社福に対して財務諸表の作成と公表を義務付けますということです。

それと、我々が求めた論点の中で、財務諸表といっても、今日、専門委員の松山先生から御指摘があったのだけれども、いろいろな形の財務諸表がある。これも以前ちょっと申し上げたかもしれませんが、例えばバランスシートの右と左が合っていないとか。そんなものを財務諸表と呼べるかということがあるのですが、そういう意味から、是非、標準的な形式を厚労省が作って、誰が見ても最低限必要とするデータがそこに載っている財務諸表を作ってもらいたいということについては、全ての社福に対して、そういう方向で進めます、そういう方向で検討しますという回答を今日いただいています。

そういう意味では、財務諸表に関してはかなり前向きな回答だったと私は受けとめているのですが、それに対して、我々委員からの注文として、今の案はたくさんある社福それぞれが財務諸表を作って自分のホームページで発表することでおしまいという内容なのです。そうではなくて、市町村から都道府県、都道府県から中央省庁の厚労省に吸い上げて、本当にきちんとしたものなのかという検証もあると思いますが、もっと積極的にそのデータを活用することまで考えたらどうですかという意見が委員から出たということです。

他の委員からも、中央省庁と都道府県、市町村がしっかり連携していただく必要がありますねという意見もございました。それと、これは私の持論でもあるのですけれども、「縦串をしっかりと通してほしいね」と申し上げたのです。これは全部同じことを言っているわけですが、それをどの範囲までしっかりとやるかということで、特に財務諸表をデータ化するのはなかなかユニークな、非常に効果的な意見だったと思ったので御披露しました。それに対して、厚労省は大変いい御意見をありがとうございましたと受けとめました。すぐやれるかどうかは、どれだけシステム化できているかという問題が絡んできますから、私自身、今の日本の行政、中央政府の、いわゆる電子政府ができていないかという観点から見ますと、そう簡単ではないように思いますけれども、ただ、大変前向きに受けとめてくれたなと思っております。

冒頭の「資料を事前に」というのはいかがなのですか。

○滝本室長 あとでまた相談させていただきます。

○岡議長 では、そういう御要望があったということで検討し、その結果をまた御回答させていただきます。

他はいかがでしょうか。

○記者 省令以下の下位規範にかかる議論のところについて御質問ですが、当面差し当たってこの4件が取り上げられたということで、6月に向けて議論を開始するというですけれども、基本的には、まずはこの4件が対象ということなのかという確認と、議論の場というのは、ワーキング・グループに振るのか、あるいは本会議で直接御議論されるのか、そこを確認させてください。

○岡議長 1点目ですが、この案件をとということではございません。今日は会議の中で議論するためにこの4件を例示として挙げただけでございますので、この4件が対象になるということではございません。

2点目は、これは本会議でやります。ワーキング・グループにおろすことはございません。よろしいですか。

○記者 追加ですけれども、対象になり得る可能性は当然あるけれども、確定、決め打ちでこの4件だということではないという認識でよろしいですか。

○岡議長 今、御質問している思いを勝手に想像しているのだけれども、そういう意味では、この4件は忘れてください。あくまでも下位規範の議論をするための例示にすぎないと思ってください。

他はいかがでしょうか。

○記者 国際先端テストについてですけれども、今回の国際先端テストはいつぐらいまでに結果を出されて、それぞれの項目、ワーキング等でも意見取りまとめに向けて議論されていると思うのですが、テストの結果なりを意見に反映させるものなのかどうか、そのあたりをお願いします。

○岡議長 おっしゃるとおりです。今日のこの5件については、国際先端テストも活用しながら、遅くとも6月の答申取りまとめまでには意見を取りまとめていくこととなります。

他はいかがでしょうか。

○司会 それでは、他にないようでしたら、これで岡議長会見を終わります。

どうもありがとうございました。

○岡議長 どうもありがとうございました。